

自然環境復元学会会則

制定 2002年4月27日

2015年2月9日一部改訂

2018年2月14日一部改訂

2022年2月18日一部改訂

第1条(名称) 本会は、名称を「自然環境復元学会」とする。

第2条(目的) 「自然環境復元学会」は、自然環境の復元に関する諸問題についてアカデミックで活発な討議・研究を学際的にできる場である。本会の調査・討議・研究活動を通じ、「自然環境復元学」の確立のため、様々な立場からの理論的・実証的研究の場を開設すると共に、自然環境復元の立場から解決策の提案することを目的とする。

第3条(事業) 本会は、前条の目的を達するために下記の事業を行う。

1. 調査・研究の実施
2. 研究報告会・講演会の開催
3. 国内外への情報発信
4. 機関誌および図書の刊行
5. その他本会の目的達成に必要な事業

第4条(会員) 本会は、次の会員を持って組織する。

個人会員：本会の目的に賛同する個人

賛助会員：本会の目的事業を賛助する個人並びに法人、またはその他団体

第5条(総会) 本会は原則として毎年一回、全員総会を開くものとする。

2. 総会は、会長が招集し、正会員の中より議長を選出するものとする。
3. 理事会が必要と認める時、また会員の三分の一以上の要求がある時には、会長が招集して臨時の総会を開くことができる。
4. 正会員の十分の一が連名し、議事を明記して会長に臨時総会の召集を申し出ることができる。この場合、会長はその開催について理事会に諮り開催するものとする。
5. 総会における正会員の議決権は各一個とし、議決は出席者の過半数によって決め、可否同数のときは議長がこれを決走する。

第6条(役員) 本会は次の役員をおくものとする。

- 会長：1名
- 副会長：1名
- 理事：若干名
- 監事：若干名

第7条(会長及び副会長)

2. 会長及び副会長は、正会員の中より総会で選出される。
3. 会長は本会を代表してその会務を総括する。
4. 副会長は会長を補佐し、会長に事故のある時はあらかじめ会長が指名した順によりその職務を代行する。
5. 会長及び副会長の任期は選出されてから次の改選期までとする。

第8条(理事)

2. 本会には理事をおき、正会員の中から総会で選出する。
3. 理事の任期は二年とする。
4. 理事は理事会を構成し、会務執行のために必要な事項を議決する。

第9条(幹事)

2. 幹事は正会員の中より、理事会の推薦により総会の議決を経て選出する。
3. 幹事の任期は選出された日から次の改選期までとする。
4. 幹事は幹事会を構成し、会務執行のために必要な事項を検討する。
5. 幹事長は幹事会の推薦により、会長が任命する。

第10条(監事) 監事は総会において選出する。

2. 監事の任期は選出された日から次の改選期までとする。ただし、ただし、再任は連続二期までとする。
3. 監事は本会の会計および会務執行の状況を監査する。

第 11 条（その他の役職等）理事会が必要と認めるときには、顧問、事務局長、各種委員並びに名誉会員等を設けることができる。

第 12 条（理事会）理事会は会長、副会長、理事および幹事長をもって構成し、本会則に定めるものの他、会務の執行に必要な事項についての決定を行う。

2. 理事会は会長または理事の三分の一以上が必要と認めるときに開くことができる。
3. 理事会の議長は会長とする。
4. 理事会の成立には理事現在数の過半数の出席者を必要とする。ただし、当該事項につき書面をもってあらかじめ意見を表示した者は出席者とみなす。
5. 理事会の議事は出席者の過半数によって決め、可否同数のときは議長がこれを決定する。

第 13 条（幹事会）幹事会は幹事長、幹事によって構成され、総会の決定した基本方針および理事会の審議決定に基づき本会の運営を推進する。

2. 幹事会は幹事長がこれを召集する。
3. 幹事会の議長は幹事長とする。
4. 幹事会の成立には幹事現在数の過半数の出席を必要とする。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意見を表示した者は出席者とみなす。
5. 幹事会の議事は出席者の過半数によって決め、可否同数のときは議長がこれを決定する。

第 14 条（委員会）本会はその運営および本会の発展のため、理事会の議決を経て各種委員会を設けることができる。委員会の委員は会員、非会員を問わず理事会が推薦し会長がこれを委嘱する。

第 15 条（分科会）本会にはその自的達成のため、理事会の議決を経て、各種の分科会を設けることができる。分科会の運営に関しては別に定めるところによる。

第 16 条（経費および会計）本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

2. 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌 3 月 31 日までとする。
3. 本会の会計処理は事務局がこれにあたり理事会に報告する。

4. 理事会は、年度終了後、決算報告を監事の意見を付して総会に提出し承認を受けなければいけない。

第 17 条（事務局）本会は事務局を設け、理事会の承認を経て会長が委嘱し、事務局の代表を置く。

第 18 条（入会）正会員、学生会員、又は賛助会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書により申し込み、その承認があったときに正会員、学生会員又は賛助会員となる。

第 19 条（会費）正会員、学生会員および賛助会員は、会費細則に定める所定の会費を納入しなければならない。

第 20 条（任意退会）会員は、退会の意思を事務局に通知することにより、任意にいつでも退会することができる。

第 21 条（懲戒及び除名）会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会長が理事会の決議を経て、懲戒・除名することができる。

- (1) 法令又はその他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 研究倫理に違反したとき。
- (4) その他の懲戒・除名すべき正当な事由があるとき。

第 22 条（会員資格の喪失）会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 会費を継続して 5 年以上納入せず、有効な連絡手段も失われたとき。
- (4) 除名されたとき。

第 23 条（解散）本会は、会員による総会の決定により解散することができる。なお、その手続きは別に定めるものとする。

第 24 条（本会則の変更）本会の会則の変更は、理事会の過半数または会員の五分の一以上の提案により総会に提出することができる。

附則

1. 本会は、2009 年 12 月 19 日をもって設立する。
2. 設立時に就任した役員は、2012 年 3 月までとする。
3. 学会誌「自然環境復元研究」は、理事より選出した編集委員長と数名の編集委員により構成する編集委員会が編纂に当たる。
4. 学会の目的である研究報告会・講演会等の開催、関連学術団体との連携及び協力は、理事より選出された事業企画委員長と数名の委員により構成する事業企画委員会が遂行する。
5. 会長経験者には、会長が提案をし、総会の議を経て、名誉会長を委嘱することができる。

会費細則 会員は、会費として毎年 4 月に次の金額を納めなければならない。

1. 個人会員：4,000 円
2. 学生会員：2,000 円
3. 賛助会員：30,000 円（一口以上）
4. 入会金：20,000 円（賛助会員のみ）

名誉会員又は名誉会長は、会費を納めることを要しない。

2009 年度の会費は、2010 年度の会費を含むものとする。